

消費税法基本通達新旧対照表

(注) アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>(信託契約に基づき財産を信託会社に移転する行為) 4-2-1</p> <p><u>(注) 事業者が事業として行う令第2条第1項第3号《資産の譲渡等の範囲》に定める行為は、資産の譲渡等に該当することに留意する。</u></p> <p>(営業権の範囲) 5-7-8 例えば、繊維工業における織機の登録権利、許可漁業の出漁権、タクシー業のいわゆるナンバー権のように、</p> <p><u>(償還有価証券に係る償還差益)</u> 6-3-2の2 令第10条第3項第6号《償還差益を対価とする資産の貸付け》に規定する償還差益を対価とする国債等の取得は非課税となるのであるが、<u>当該国債等が法令第139条の2第1項《償還有価証券の調整差益又は調整差損の益金又は損金算入》に規定する償還有価証券に該当する場合の償還差益には、当該償還有価証券を取得した日の属する事業年度から償還の日の属する事業年度の前事業年度までの各事業年度における法人の所得の金額の計算において、益金の額に算入した同項の調整差益のすべてが含まれるのであるから留意する。</u></p> <p>(医療関係の非課税範囲) 6-6-1 (1) (2) 特定療養費又は医療費の支給に係る療養並びに老人訪問看護療養費の支給に係る指定老人訪問看護</p>	<p>(信託契約に基づき財産を信託会社に移転する行為) 4-2-1</p> <p>(営業権の範囲) 5-7-8 例えば、繊維工業における織機の登録権利、許可漁業の出漁権、タクシー業のいわゆるナンバー権、<u>内航海運業のいわゆる建造引当権</u>のように、</p> <p>(新 設)</p> <p>(医療関係の非課税範囲) 6-6-1 (1) (2) 特定療養費又は医療費の支給に係る療養並びに<u>老人医療受給対象者に係る施設療養及び老人訪問看護療養費の支給に係る指定老人訪問看護</u></p>

改 正 後	改 正 前
(3)	(3)
(4)	(4)
(5)	(5)
(6)	(6)
(7)	(7)
(新 設)	
<p>(介護保険関係の非課税の範囲)</p> <p>6-7-1 法別表第一第7号イ《非課税となる介護保険に係る資産の譲渡等》の規定による介護保険関係の非課税範囲は次のようになるのであるから留意する。</p> <p>(1) 介護保険法の規定に基づく居宅介護サービス費の支給に係る居宅サービス</p> <p>イ 居宅要介護者の居宅において介護福祉士等が行う訪問介護（居宅要介護者の選定による交通費を対価とする資産の譲渡等を除く。）</p> <p>ロ 居宅要介護者の居宅を訪問し、浴槽を提供して行われる訪問入浴介護（居宅要介護者の選定による交通費を対価とする資産の譲渡等及び特別な浴槽水等の提供を除く。）</p> <p>ハ 居宅要介護者（主治の医師がその治療の必要の程度につき厚生省令で定める基準に適合していると認められたものに限る。）の居宅において看護婦等が行う訪問看護（居宅要介護者の選定による交通費を対価とする資産の譲渡等を除く。）</p> <p>ニ 居宅要介護者（主治の医師がその治療の必要の程度につき厚生省令で定める基準に適合していると認められたものに限る。）の居宅において行う訪問リハビリテーション（居宅要介護者の選定による交通費を対価とする資産の譲渡等を除く。）</p> <p>ホ 居宅要介護者について病院、診療所又は薬局の医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士、管理栄養士等が行う居宅療養管理指導</p> <p>ヘ 居宅要介護者について特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、老人福祉センター、老人デイサービスセンター等の施設に通わせて行う通所介護（居宅要介護者の選定による送迎を除く。）</p> <p>ト 居宅要介護者（主治の医師がその治療の必要の</p>	

改 正 後	改 正 前
<p>程度につき厚生省令で定める基準に適合していると認められたものに限る。)について介護老人保健施設、病院、診療所等に通わせて行う通所リハビリテーション(居宅要介護者の選定による送迎を除く。)</p> <p>チ 居宅要介護者について特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、老人短期入所施設等に短期間入所させて行う短期入所生活介護(居宅要介護者の選定による特別な居室の提供及び送迎を除く。)</p> <p>リ 居宅要介護者(その治療の必要の程度につき厚生省令で定めるものに限る。)について介護老人保健施設、介護療養型医療施設及び療養型病床群を有する病院等に短期間入所させて行う短期入所療養介護(居宅要介護者の選定による特別な療養室等の提供及び送迎を除く。)</p> <p>ヌ 要介護者であって痴呆の状態にあるもの(当該痴呆に伴って著しい精神症状を呈する者及び当該痴呆に伴って著しい行動異常がある者並びにその者の痴呆の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。)について、共同生活を営むべき住居において行う痴呆対応型共同生活介護</p> <p>ル 有料老人ホーム及び軽費老人ホームに入所している要介護者について行う特定施設入所者生活介護(要介護者の選定により提供される介護その他の日常生活上の便宜に要する費用を対価とする資産の譲渡等を除く。)</p> <p>(2) 介護保険法の規定に基づく施設介護サービス費の支給に係る施設サービス</p> <p>イ 特別養護老人ホームに入所する要介護者について行われる介護福祉施設サービス(入所者の選定による特別な居室の提供及び特別な食事の提供を除く。)</p> <p>ロ 介護保険法の規定により都道府県知事の許可を受けた介護老人保健施設に入所する要介護者について行われる介護保健施設サービス(入所者の選定による特別な療養室の提供及び特別な食事の提供を除く。)</p> <p>ハ 介護療養型医療施設の療養型病床群等に入院する</p>	

改 正 後	改 正 前
<p>要介護者について行われる介護療養施設サービス（入院患者の選定による特別な病室の提供及び特別な食事の提供を除く。）</p> <p>(3) 介護保険法の規定に基づく特例居宅介護サービス費の支給に係る訪問介護等（令第14条の2《居宅サービスの範囲等》に規定する訪問介護等をいう。以下6-7-1において同じ。）又はこれに相当するサービス（要介護者の選定による交通費を対価とする資産の譲渡等、特別な浴槽水等の提供、送迎、特別な居室の提供、特別な療養室等の提供又は介護その他の日常生活上の便宜に要する費用を対価とする資産の譲渡等を除く。）</p> <p>(4) 介護保険法の規定に基づく特例施設介護サービス費の支給に係る施設サービス（要介護者の選定による特別な居室の提供、特別な食事の提供、特別な療養室の提供又は特別な病室の提供を除く。）</p> <p>(5) 介護保険法の規定に基づく居宅支援サービス費の支給に係る訪問介護等（要支援者の選定による交通費を対価とする資産の譲渡等、特別な浴槽水等の提供、送迎、特別な居室の提供、特別な療養室等の提供又は介護その他の日常生活上の便宜に要する費用を対価とする資産の譲渡等を除く。）</p> <p>(6) 介護保険法の規定に基づく特例居宅支援サービス費の支給に係る訪問介護等又はこれに相当するサービス（要介護者の選定による交通費を対価とする資産の譲渡等、特別な浴槽水等の提供、送迎、特別な居室の提供、特別な療養室等の提供又は介護その他の日常生活上の便宜に要する費用を対価とする資産の譲渡等を除く。）</p> <p>(7) 介護保険法の規定に基づく居宅介護サービス計画費又は居宅支援サービス計画費の支給に係る居宅介護支援</p> <p>(8) 介護保険法の規定に基づく特例居宅介護サービス計画費又は特例居宅支援サービス計画費の支給に係る居宅介護支援又はこれに相当するサービス</p> <p>(9) 介護保険法の規定に基づく市町村特別給付として要介護者又は居宅要支援者に対して行う食事の提供</p>	

改 正 後	改 正 前
<p>(10) <u>生活保護法の規定に基づく介護扶助のための居宅介護（同法第15条の2第2項《介護扶助》に規定する訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、痴呆対応型共同生活介護及び特定施設入所者生活介護並びにこれらに相当するサービスに限る。）及び施設介護</u></p> <p><u>（「居宅介護サービス費の支給に係る居宅サービス」等の範囲）</u></p> <p><u>6-7-2 法別表第一第7号イ《非課税となる介護保険に係る資産の譲渡等》に規定する「居宅介護サービス費の支給に係る居宅サービス」及び「施設介護サービス費の支給に係る施設サービス」には、介護保険法の規定により要介護被保険者に対して支給されるこれらの介護サービス費に対応する部分の居宅サービス及び施設サービスのみが該当するのではなく、同法に規定する居宅サービス及び施設サービスとして提供されるサービスの全部が該当するのであるから留意する。</u></p> <p><u>したがって、例えば、次のサービスも非課税となる。</u></p> <p>(1) <u>介護保険法第43条《居宅介護サービス費等に係る支給限度額》に規定する居宅介護サービス費等に係る支給限度額を超えて同法第41条《居宅介護サービス費の支給》に規定する指定居宅サービス事業者が提供する指定居宅サービス</u></p> <p>(2) <u>介護保険法第41条第1項《居宅介護サービス費の支給》又は同法第48条第1項《施設介護サービス費の支給》の規定において介護保険給付の対象から除かれる日常生活に要する費用として、介護保険法施行規則第61条《日常生活に要する費用》又は同規則第79条《日常生活に要する費用》に定める費用に係る資産の譲渡等</u></p> <p><u>（注）平成12年大蔵省告示第27号「消費税法施行令第14条の2第1項、第2項の規定に基づき、大蔵大臣が指定する資産の譲渡等を定める件」に規定する資産の譲渡等については、非課税となる介護保</u></p>	<p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p>險サービスから除かれることに留意する。</p> <p>(福祉用具の取扱い)</p> <p>6-7-3 介護保険法の規定により居宅要介護者又は居宅要支援者が福祉用具の貸与を受け又は購入した場合に、その貸与又は購入に要した費用の一部が介護保険により支給される場合であっても、当該福祉用具の貸付け又は譲渡は、法別表第一第7号イ《非課税となる介護保険に係る資産の譲渡等》に規定する資産の譲渡等に該当しないが、当該福祉用具が法別表第一第10号《身体障害者用物品の譲渡等》に規定する身体障害者用物品に該当するときは、同号の規定により非課税となるのであるから留意する。</p> <p>(注) 当該福祉用具を保税地域から引き取った場合において、当該福祉用具が法別表第二第6号《身体障害者用物品の保税地域からの引取り》に規定する身体障害者用物品に該当するときには、同号の規定により非課税となる。</p> <p>(介護サービスの委託に係る取扱い)</p> <p>6-7-4 介護保険法に規定する居宅サービス事業者、居宅介護支援事業者又は介護保険施設等（以下6-7-4において「居宅サービス事業者等」という。）からの委託により、他の事業者が、法別表第一第7号イ《非課税となる介護保険に係る資産の譲渡等》に規定する資産の譲渡等に係る業務の一部（以下6-7-4において「委託業務」という。）を行う場合における当該委託業務は、居宅サービス事業者等に対して行われるものであるから、同号に規定する資産の譲渡等に該当しないことに留意する。</p> <p>(社会福祉関係の非課税範囲)</p> <p>6-7-5 法別表第一第7号ロ《社会福祉事業等に係る資産の譲渡等》に規定する非課税範囲は、次のようになるのであるから留意する。</p> <p>(注) 同号イ《非課税となる介護保険に係る資産の譲渡等》の規定に該当する資産の譲渡等は除かれること</p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(社会福祉関係の非課税範囲)</p> <p>6-7-1 法別表第一第7号イ《社会福祉事業等に係る資産の譲渡等》に規定する非課税範囲は、次のようになるのであるから留意する。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>に留意する。</p> <p>(1) 第一種社会福祉事業</p> <p>イ ……………</p> <p>ロ ……………</p> <p>ハ ……………</p> <p>ニ ……………</p> <p>ホ ……………</p> <p>ヘ ……………</p> <p>ト ……………</p> <p>(2) 第二種社会福祉事業</p> <p>イ ……………</p> <p>ロ ……………</p> <p>ハ ……………</p> <p>ニ 老人福祉法にいう老人居宅介護等事業、老人デイサービス事業、老人短期入所事業又は痴呆対応型老人共同生活援助事業及び同法にいう老人デイサービスセンター、……………</p> <p>ホ ……………</p> <p>ヘ ……………</p> <p>ト ……………</p> <p>チ ……………</p> <p>リ ……………</p> <p>ヌ ……………・無料又は低額な費用で介護保険法にいう介護老人保健施設を利用させる事業</p> <p>ル ……………</p> <p>ヲ (1)及び(2)の事業に関する連絡又は助成を行う事業</p> <p>(3) ……………</p> <p>(授産施設等の意義)</p> <p>6-7-6 法別表第一第7号ロ《社会福祉事業等に係る資産の譲渡等》に規定する……………</p> <p>(1) 授産施設(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第50条の2第1項第4号《精神障害者社会復帰施設の種類の種類》に規定する精神障害者福祉工場を含む。以下6-7-6において同じ。)とは……………</p> <p>……………(以下6-7-6において「要援護者」という。)に対して、……………</p>	<p>(1) 第一種社会福祉事業</p> <p>イ ……………</p> <p>ロ ……………</p> <p>ハ ……………</p> <p>ニ ……………</p> <p>ホ ……………</p> <p>ヘ ……………</p> <p>ト ……………</p> <p>(2) 第二種社会福祉事業</p> <p>イ ……………</p> <p>ロ ……………</p> <p>ハ ……………</p> <p>ニ 老人福祉法にいう老人居宅介護等事業、老人デイサービス事業又は老人短期入所事業及び同法にいう老人デイサービスセンター、……………</p> <p>ホ ……………</p> <p>ヘ ……………</p> <p>ト ……………</p> <p>チ ……………</p> <p>リ ……………</p> <p>ヌ ……………・無料又は低額な費用で老人保健法にいう老人保健施設を利用させる事業</p> <p>ル ……………</p> <p>ヲ (1)及び(2)の事業に関する連絡又は助成を行う事業</p> <p>(3) ……………</p> <p>(授産施設等の意義)</p> <p>6-7-2 法別表第一第7号イ《社会福祉事業等に係る資産の譲渡等》に規定する……………</p> <p>(1) 授産施設(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第50条の2第1項第4号《精神障害者社会復帰施設の種類の種類》に規定する精神障害者福祉工場を含む。以下6-7-2において同じ。)とは……………</p> <p>……………(以下6-7-2において「要援護者」という。)に対して、……………</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(注) 法別表第一第7号口の規定により課税されることとなる。</p> <p>(2)</p> <p>(児童福祉施設の取扱い)</p> <p><u>6-7-7</u> 法別表第一第7号口《社会福祉事業等に係る資産の譲渡等》の規定に該当し、 令第14条の3第1号《社会福祉事業等として行われる資産の譲渡等に類するものの範囲》の規定に</p> <p>(心身障害者福祉協会が福祉施設において行う援護の範囲)</p> <p><u>6-7-8</u> 令第14条の3第4号《社会福祉事業等として行われる資産の譲渡等に類するものの範囲》に規定する心身障害者福祉協会が知的障害者福祉法第16条第1項第2号《福祉の措置》に規定する福祉施設</p> <p>(社会福祉事業の委託に係る取扱い)</p> <p><u>6-7-9</u> <u>社会福祉法人等が地方公共団体等から当該地方公共団体等が設置した社会福祉施設の経営を委託された場合に、当該社会福祉法人等が行う当該社会福祉施設の経営は、法別表第一第7号口《社会福祉事業等に係る資産の譲渡等》に規定する社会福祉事業として行われる資産の譲渡等に該当し、非課税となる。</u></p> <p>(注) <u>事業者が社会福祉施設に係る業務の一部を当該社会福祉施設を設置した地方公共団体等又は設置者である地方公共団体等から当該社会福祉施設の経営を委託された社会福祉法人等の委託により行う場合(当該業務の一部を行うことが社会福祉事業に該当する場合を除く。)、当該事業者が行う業務は、同号に規定する社会福祉事業として行われる資産の譲渡等には該当しないことに留意する。</u></p>	<p>(注) 法別表第一第7号イの規定により課税されることとなる。</p> <p>(2)</p> <p>(児童福祉施設の取扱い)</p> <p><u>6-7-3</u> 法別表第一第7号イ《社会福祉事業等に係る資産の譲渡等》の規定に該当し、 令第14条の2第1号《社会福祉事業等として行われる資産の譲渡等に類するものの範囲》の規定に</p> <p>(心身障害者福祉協会が福祉施設において行う援護の範囲)</p> <p><u>6-7-4</u> 令第14条の2第4号《社会福祉事業等として行われる資産の譲渡等に類するものの範囲》に規定する心身障害者福祉協会が精神薄弱者福祉法第16条第1項第2号《福祉の措置》に規定する福祉施設</p> <p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(身体障害者用物品の範囲)</p> <p>6-10-1 令第14条の4第1項《身体障害者用物品の範囲等》の規定により厚生大臣が大蔵大臣と協議して指定するものに限られる。</p>	<p>(身体障害者用物品の範囲)</p> <p>6-10-1 令第14条の3第1項《身体障害者用物品の範囲等》の規定により厚生大臣が大蔵大臣と協議して指定するものに限られる。</p>
<p>(改造の取扱い)</p> <p>6-10-3 令第14条の4第2項《身体障害者用物品の範囲等》に規定する製作の請負に該当するのであるから留意する。</p>	<p>(改造の取扱い)</p> <p>6-10-3 令第14条の3第2項《身体障害者用物品の範囲等》に規定する製作の請負に該当するのであるから留意する。</p>
<p>(身体障害者用物品に該当する自動車の修理の取扱い)</p> <p>6-10-4 令第14条の4第2項《身体障害者用物品の範囲等》に規定する身体障害者用物品の修理に該当するものは、平成3年厚生省告示第130号「消費税法施行令第14条の4の規定に基づき、厚生大臣が指定する身体障害者用物品及びその修理を定める件」</p>	<p>(身体障害者用物品に該当する自動車の修理の取扱い)</p> <p>6-10-4 令第14条の3第2項《身体障害者用物品の範囲等》に規定する身体障害者用物品の修理に該当するものは、平成3年厚生省告示第130号「消費税法施行令第14条の3の規定に基づき、厚生大臣が指定する身体障害者用物品及びその修理を定める件」</p>
<p>(施設設備費の意義)</p> <p>6-11-2 令第14条の5第3号《教育に係る役務の提供の範囲》に規定する施設設備費とは、</p>	<p>(施設設備費の意義)</p> <p>6-11-2 令第14条の4第3号《教育に係る役務の提供の範囲》に規定する施設設備費とは、</p>
<p>(在学証明等に係る手数料の範囲)</p> <p>6-11-3 令第14条の5第5号《教育に係る役務の提供の範囲》に規定する</p>	<p>(在学証明等に係る手数料の範囲)</p> <p>6-11-3 令第14条の4第5号《教育に係る役務の提供の範囲》に規定する</p>
<p>(償還差益を対価とする資産の譲渡等の時期)</p> <p>9-1-19の2 令第10条第3項第6号《償還差益を対価とする資産の貸付け》に規定する償還差益を対価とする国債等の取得に係る資産の譲渡等の時期は、同号に規定する国債等の償還が行われた日とする。ただし、当該国債等が、法令第139条の2第1項《償還有価証券の調整差益又は調整差損の益金又は損金算入》に規定する償還有価証券に該当する場合において、法人が消費税の計算上も同項の調整差益の額を各事業年度の償還差益の</p>	<p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p>額としているときには、これを認める。</p> <p>(個別消費税の取扱い)</p> <p>10-1-11 軽油引取 税、ゴルフ場利用税及び入湯税は、</p> <p>(帳簿及び請求書等の保存期間)</p> <p>11-6-7 規則第15条の3《帳簿等の保存期 間の特例》の規定により、</p>	<p>(個別消費税の取扱い)</p> <p>10-1-11 軽油引取 税、ゴルフ場利用税、<u>特別地方消費税</u>及び入湯税は、</p> <p>(帳簿及び請求書等の保存期間)</p> <p>11-6-7 規則第15条の2《帳簿等の保存期 間の特例》の規定により、</p>